

「エイジフレンドリー補助金」を使って エアコン設置で熱中症対策をしませんか

エイジフレンドリー補助金は、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行います。

対象となる事業者

次の(1)～(3) すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- (3) 労働保険に加入している

対象となる対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための対策に要した費用を補助対象とします。※具体的な対策は厚労省リーフレット参照してください

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

暑熱作業場が
対象です



(例) ・古いエアコンで室温が下がらない為、空調機更新にて環境改善

補助額

補助率：1/2

上限額：100万円

(消費税を含む)

※空調機撤去、設置工事費共に対象

申請期間

令和3年6月11日～**令和3年10月末日**

申請は毎月末にとりまとめ翌月審査を行います。

※交付決定以前に支払った費用は補助対象となりません

※実績報告は令和4年1月末までに提出してください

申請の手続き

補助金交付申請（中小企業事業者）



審査等（コンサルタント会）



交付決定通知の発行（コンサルタント会）



対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）



実績報告書・精算払請求書（中小企業事業者）



確認、補助金の交付（コンサルタント会）

申請期間は6月11日から10月31日までです
コンサルタント会のHPを参照し、必要書類等に過不足がないよう申請してください

申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、交付及び不採択の決定を行います

交付決定を行った案件については、申請者に交付決定通知を送付します。不採択の場合はメールにて通知を行います
交付決定通知を受領してから、対策（物品の購入、工事の発注施工等）に着手してください

交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払います

実施報告書及び精算払請求書をコンサルタント会に提出します ※支払日から3ヶ月以内に提出するようにしてください。令和4年1月10日以降の支払分は令和4年2月14日（当日消印有効）までに提出してください

実施報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を送付し、補助金を振り込みます

Q&A

Q：高齢労働者が従事している作業場のエアコンが老朽化で冷えない。
更新する場合は対象になりますか。

A：補助対象になります。

Q：工場内の作業の改善を行うに当たり、工場には60歳以上の労働者がいないが、
工場の事務室には60歳以上の労働者がいる場合、申請することができますか。

A：補助対象の作業に高齢労働者が従事しない場合は、補助対象となりません。

Q：医療機関、介護施設において、空気清浄機は対象となりますか。

A：新型コロナウイルスの感染予防のために行う換気の不足を補うための空気清
浄機の導入は、補助対象とします。※条件がありますのでご確認ください

Q：事務室にエアコンを設置する場合は対象となりますか。

A：一般の事務室については対象とはなりません。

Q：60歳以上の雇用は正社員、契約社員、どこまで対象でしょうか。

A：年間を通して働いている方(パートやアルバイトも含む)で労災保険に加入している
労働者は対象です。

Q：60歳以上の一人で切り盛りしている飲食店は対象になりますか。

A：中小企業に従事している労働者を対象としているので個人事業主は対象外です。

※その他Q&Aは以下HPよりご確認ください。



補助金窓口、申請請書

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載して
いますので、ご確認をお願いします。

エイジフレンドリー補助金

検索

<https://www.jashcon-age.or.jp/>



お問い合わせ先

本社

〒747-0064 防府市大字高井 314-1

TEL0835-22-3147 FAX0835-38-0400



株式会社 中冷山口

下関事業所

〒750-1114 下関市王喜本町 6 丁目 12-1

TEL083-283-2147 FAX 083-283-0400